

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会
健康・医療データワーキンググループ（第1回） 議事概要

日時：平成30年10月12日（金）17時00分～19時00分

場所：総務省8階第一特別会議室

委員：宍戸主査、東委員、池田委員、大道委員、落合委員、桜田委員、瀧委員、角山委員、
長島委員、長田委員、日諸委員、美馬委員、森委員、矢作委員、山本委員、渡邊委員

関係省庁：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房健康・医療戦略室、個人情報保護委員会事務局、総務省情報流通振興課情報流通高度化推進室、厚生労働省医政局総務課、経済産業省商務情報政策局情報経済課、経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課

オブザーバー：一般社団法人日本IT団体連盟

事務局：総務省情報通信政策課

□当日資料

- ・資料1-1 「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 健康・医療データワーキンググループ」開催要項
- ・資料1-2 「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」の概要
- ・資料1-3 健康・医療データWGにおける検討事項
- ・資料1-4 【DPRIME（ディープライム）】概要ご紹介資料
- ・資料1-5 SMBCグループにおけるデータ利活用と情報銀行への取組み
- ・参考資料1-1 情報信託機能の認定に係る指針Ver1.0

□意見交換

●栃木県の地域医療連携ネットワーク（医療機関の連携）や地域包括ケアシステム（介護など含め多職種での連携）では、厚労省の医療情報に関するガイドラインのセキュリティに準拠したネットワークを使用。同ガイドラインでは運用ルールもかなり厳しく決められており、利用者には講習会を受けて頂き、誓約書も提出頂き、そして患者本人にも同意書进行もらう。利用目的を特定（医療・介護にしか使わない）し、患者からも誰と誰とが情報を扱っているかがはっきりとわかるようになっている。

それであっても広げるのに大変な苦勞をしてきて、やっとここまで来た。それに対して、情報銀行は、きちんとセキュリティが担保されているのか、誰と誰が情報共有し、どういった用途にデータが利用されているのかが、患者にとって明確になっていて、患者の理解している用途以外に使われないと言えるのか。患者にとってのメリットがわかるようになっているのか。患者にとっていつ何が必要かは本人が判断するべきものではないか。

●（三井住友銀行のユースケースについて）保険会社のメリットは大変よく分かった。他方、患者にとっては、現在の保険支払いのシステム（患者から持ち込まれた各保険会社の様式に従って、医師が診断書を作成し、本診断書を保険会社に提出）でも、きちんと保険料が払われており、何も困っていない。それを情報銀行から勝手に個人に働きかけするのは、大変なプライバシー侵害になるのではないか。情報提供先として保険会社は、最も憂慮すべき、他に使われた場合のデメリットがあまりにも大きすぎる。

●一度提供した個人情報、今後提供しませんと言ってもずっと残り続けて消えない。それを消してくださいと言っても消されたか確認が取れない。また、この医療情報を自分が想定しない使われ方をされても、本人が理解することはほとんどできない。いろんな医療や健康に関する情報は集約して行って、本人が見られるようにするというのはきわめて重要で、地域医療連携ネットワークでは、信頼関係ができていの中で、患者さんにとって一番役立つ形で提示するようにしている。今後は一生涯一カルテの時代だが、地域医療連携ネットワークの中で取り組めば良いのではないのか。リスクなく本人のメリットもある。

●一つ一つの情報に問題はなくても、そこで関係性が生まれるともものすごく機微性の高い情報になる。あるいは、他社のデータと結びつけられてしまうと、大変危険なデータにもなりうる。医療情報の提供はきわめて慎重に扱うべき一方で、それを集めて本人にとってわかりやすい形でお返しすることはきわめて大事と認識。しかし、情報銀行はそれにはきわめて向いていないと考えている。何か問題が起こると情報提供することに不安感や不信感が抱かれ、信頼が失われてしまい、きわめて危険。今すでにしっかりしたガイドラインに基づいて着実に取組が進められているので、それを基盤にしていろいろなものを付け加えていくという形で、医療健康分野のデータ利活用に関しては取り組むべき。

●医療データの利活用の結果がどのようになるか、シナリオをしっかりと定義した上でないと、医療分野のデータ利活用のシステムが設計できない。個人のデータをプレジジョン・メディシン（Precision Medicine）に活かすことを念頭においた方が議論も進みやすいの

ではないかと考えている。

●（GDPRでは、データを元に機械が勝手に判断することから自由になるとうたわれている。AIは臨床医を補助するものであって、最後は臨床医が人に説明しなければならない。）GDPRでは、データ主体、管理者、処理者にカテゴリ分けされ、管理者の場合はそのようにデータを取得し、どのような目的で使うのかを説明する責任を負う。情報銀行がその役割を担うのか、はたまた臨床医がその役割を担うのか、つまり誰が手段と目的を決めるのかについて、社会システムの構築や日本の文化も含め全体像の中で議論する必要がある。他のコンシューマービジネスと医療分野はその点が異なる。自分は、臨床医と一緒に行うべきものと思う。

●なぜ医療データの利活用が必要かについては、FDAが標準治療では効果が見えない患者がいると発表しており、個々人の違いを識別できるようなデータ駆動型技術をプレジジョン・メディシンなどに活かしていく必要がある。

●セキュリティなどに関するご懸念はそのとおりだと思うが、他方で、データポータビリティの流れは止められない。個人で医療情報を管理したいというのはEUでは約8割に上ると比べて、まだまだ日本は2割と低いニーズはある。個人が管理するようになった際に、変な事業者にわたさないというのは重要。プレジジョン・メディシンのような個人にダイレクトに入るような治療も行えるような制度作りも必要な議論だと思う。次世代医療基盤法の議論でも、医療機関でしか集められなかった情報と、未病の方・通院患者の健康情報を結びつけて、研究開発に活用したいという話もある。次世代医療基盤法との関係では、個人で、自分で集約して誰かに渡すというルートもあり得るのではないかと考えている。そういった部分も視野に入れて議論してはいかがか。

●メリットとは、医療・健康上のものなのか、企業のメリットなのか。金銭的なメリットは考えない方がよい。また、医療情報についての本人の理解はきわめてないと考えた方がよい。第三者に提供されたとしても都合の良いようにデータを読んで、あなたにはこの健康食品がいいとか言われても、個人へのメリットではなく、むしろ害にあたるかもしれない。この場で議論するデータは個人に渡ってしまったデータを含むので、先ほどの長島先生の言われていたデータと違って不完全なデータであることにも注意する必要がある。

一例だが、本人にも渡るものである調剤データには発行された薬局や関係者等のデータ

が全て含まれていて、意図的にデータを吸い上げられれば、患者の動線を拾うことも可能。健康・医療データの取扱いはきわめて慎重に行わないといけない。

●GDPRでは、データポータビリティ、本人の意思決定への関与を保護していくことがうたわれており、この方向性がEU圏外にも波及してくる。個人の関与する権利を強めていくというのは世界共通の価値観となりつつある。日本では、医療情報について、個人の手元のデータを、個人が同意すれば第三者提供できてしまうということで、長島先生の懸念につながってしまう。何かしらの枠組みを作っておかないと危険。医療データが情報銀行の対象に入るなら、さらに上乘せの、医療情報に求められるレベルのルールの取扱いが求めていくことが必要。医療情報は一般の事業者ではメリットをわかりきっていないのではないかという懸念については、データ倫理審査会に医師や医療関係者の参画を必須にするなどとして、医療全体への悪影響を及ぶ可能性をしっかりと抑えていくようにしていくことが重要。

●医療情報を扱う場合、高いセキュリティレベルが必要。(三井住友銀行の)実証では、情報銀行をどこまで活用するかは地元の医師会も入って決めており、医療関係者が入ることはマストだろうと認識。情報銀行の運営主体は、そこまで稼げないし、利益追従は難しい。地域包括ケアをやられている方は良いが、例えば、引越で新しくきた地域でそういう仕組みがないなど、地域をまたぐときに補完関係になるのではないか。

●関係者からのニーズが高いとあるが、プレゼンの保険会社以外で、具体的にはどういった関係からニーズがあったものなのか。(←事務局から、指針Ver1.0のパブコメの際に、複数社からコメントがあった旨を回答。)

●情報銀行を活用すると、自分のデータが分散していく危険もある。まず最初に今進行中の取組を充実させていくべきではないか。

●データポータビリティの検討会にも出席していたが、ニーズとしては、本人にデータを返す、本人が引っ越し先で他の病院にもっていくということの必要性は認識されている。三菱のデモは行き届いたサービス。データポータビリティの検討の中では、医療データを本人にお返しして、本人が別の医療機関に渡すという概念が想定されていて、安心して本

人が持てるような仕組みへの期待があった。

●医療情報を信託することによって誰が一番メリットあるのか分からない。個人、企業、医療関係者、情報銀行それぞれのメリットがないといけない。ただ、単に医療データをインターネット上に公開するだけであれば、すでにEHRがあり、今はミニマムデータセットだが、いずれもっと大きなデータへと広がっていく。無理矢理、個人に切り売りするスキームは、パブコメでどういった意見があったのかわからないが、病院サイドからは違和感がある。

●前向きな話もさせて頂こうと思うが、今後、IoTが進むと新しい情報がでてくる。医療連携ネットワークや次世代医療基盤法では扱わないような医療健康情報を、誰が受け手になって、どのように有効活用するかは重要なテーマ。情報銀行というシステムがそういったものにうまく活用できるなら、非常に国民の役に立つと思う。

●今現在、健康診断情報等を保険会社に預けることによって、保険料が安くなるなどのサービスもある。一般ユーザーとしては、これまでの議論にあったような機微性の高い医療健康情報ではない、既に集められている情報を、しっかりとした情報銀行のルールの中での管理が新たに適用できると、安心であると感じた。

●EHR推進を所管している。地域医療連携ネットワークを整備してきており、情報銀行がどのような形で関係してくるのか、信頼性の低下につながるのではないかと懸念している。情報銀行はそういった懸念が取り払われるよう、慎重にご検討いただければと思う。

●大変危ういと感じた。経団連としては厚労省が進められているNational databaseの民間活用を訴え慎重に議論している中、見事に飛ばされている。医療従事者がデータを作成し、患者に対して利益を還元していくというWin-Winの関係を崩してはいけないため、そこをうまく機能させるうまい仕組みがないか、本議論を見守っていきたい。

●各委員の懸念は承知しているものの、データポータビリティの確保という流れは止めがたい中で、個人がよくわからないままにリスクの高い医療データ等を情報提供してしまわ

ないように、情報銀行が仲介することは、そういったハイリスクな提供を避けるような仕組みになりえる可能性もあり得る。

●長島委員が言及された、これまでとれなかったような新しいデータが、この情報銀行を通じて集められるようになることで、3～4世代にわたって有用なデータが蓄積される仕組みになる可能性もあり得る。

●すべての情報が一つの議論になっており、抽象的になっていると感じる。要配慮個人情報是非常に広い範囲が入っているが、このうちのどこまでがデータポータビリティや自己決定権を考えたときになじむか、しっかりどの情報はどういう位置づけのものなのか議論する必要があるのではないか。他の情報利用の枠組みに悪影響を与えないように、将来的に不利益をわからないで、個人が軽はずみに情報提供して不利益を被らないように、情報の取捨選別を通じてできる部分もあるし、また体制強化を通じて考えるべき点も必要かなども含めて、うまくまとめれば情報銀行を他の国の取組と一緒に進めるという話もあるのかなと感じた。

●「Life after Google」という本にもあるように、人工知能を使った判断を用いるためには、問題ごとにどの特徴を選択するかという点に競争力がある。プレジジョン・メディシンに活かすためのアルゴリズムを見つけるために、データベースをどのように構築すべきかという点と、個別医療をどのように実装するのかという点の2点が本WGの議論にはあると思う。

●要配慮個人情報の中でも、医療情報については、きわめて慎重に議論すべき。医療関係者が一定の倫理に基づき取り扱ってきたということを重く受け止める必要がある。そこが本WGでの議論の出発点。

●他方、本WGでは、医療関係者等から、情報銀行が医療情報の医療外の分野での野放図な流通・利活用につながるのではないかという懸念の発言があった。

●情報銀行が渡した利活用先で悪用される危険や、問題がある提供先に、本人の安直な同意によって情報が渡ってしまうというリスクを、情報銀行が増幅させるのではないかと懸念は重く受け止めるべき。

●他方、情報銀行はそもそも、一般の個人情報についても本人のコントロールビリティを

高めていく、そのために情報銀行に強いセキュリティの確保やデータ倫理審査会を設けるなどして、きちんとした役割を求め、個人が安心して安全な枠組みでデータを管理できる、こういった仕組みを構築しようということで議論が始まった。

●医療分野のこれまでの取組からすると、データの流通・利活用を推進する情報銀行が危なっかしく見えるかもしれないが、他方で、本人に医療関係のデータが蓄積された際に、勝手に野放図にいろんな所に提供されるのを防ぐために、情報銀行は使えるのではないか。私から見ると山の両側からものを見ている部分があると感じている。このギャップを詰めていく作業が今後必要ではないかと考える。

●例えば、情報銀行に医療従事者を関与させる。他には、医療機関が把握できていなかったような家の中のIoT端末から得られるような医療・健康情報を医療機関が使えるように情報銀行が提供する。あるいは、地域医療連携ネットワークの中でやりとりしている情報を医療・製薬など以外に活用する、反対にそれ以外の情報を持ってきて補完する、などの様々な形で併存・協調ができるかもしれない。また、医療情報を情報銀行が取り扱うことが医療情報の取扱いに対して国民が懸念を抱くきっかけになるかもしれない、そうであれば望ましくないという議論もありうる。これらの点は両方排除せずに、より具体的な情報の内容や情報取得のコンテキスト、医療分野での情報の取扱い方法について議論する。

●より具体的には、知見をお持ちの方より地域医療情報ネットワークの仕組みを説明いただいた上で、そのレベルの高い水準であれば情報銀行の出る幕がないとか、同じくらいできるかもしれない、補完できるのではないかとといった議論を次回以降できないか。事務局の方で本日頂いた意見を踏まえて、資料を改めて整理して頂くという形でどうか。

以 上